

令和 6 年 第 1 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 6 年第 1 回水巻町議会定例会第 4 回継続会は、令和 6 年 3 月 22 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 岡 田 選 子

2 番 山 口 秀 信

9 番 井 手 幸 子

3 番 松 野 俊 子

11 番 古 賀 信 行

4 番 水ノ江 晴 敏

12 番 近 藤 進 也

5 番 亀 元 公 一

13 番 住 吉 浩 徳

6 番 廣 瀬 猛

14 番 高 橋 恵 司

7 番 名 倉 亮 介

2. 欠席議員は次のとおり

10 番 中 山 恵

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 巻 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 6 年 3 月 定例会 (第 1 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

令和 6 年 3 月 22 日

水 巻 町 議 会

令和 6 年 第 1 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

令和 6 年 3 月 22 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 13 名、定足数に達していますので、ただいまから、令和 6 年第 1 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開きます。

日程第 1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第 1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

3 月 11 日、18 日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので御報告いたします。

議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 3 号 水巻町特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 4 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 5 号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 6 号 水巻快適環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 7 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 16 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 17 号 令和 5 年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 18 号 令和 6 年度水巻町一般会計予算については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 19 号 令和 6 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決

いたしました。

議案第 20 号 令和 6 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

3 月 7 日、15 日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告をいたします。

議案第 8 号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の廃止については、賛成全員で可決しました。

議案第 9 号 水巻町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 10 号 水巻町子ども・子育て会議条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 11 号 水巻町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 12 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 13 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 14 号 町道の路線認定については、賛成全員で可決しました。

議案第 15 号 町道の路線廃止については、賛成全員で可決しました。

議案第 16 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）については、賛成多数で可決しました。

議案第 18 号 令和 6 年度水巻町一般会計予算については、賛成多数で可決しました。

議案第 21 号 令和 6 年度水巻町公共下水道事業会計予算については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 発議第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、発議第 1 号 水巻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議

題といたします。廣瀬議員に提案理由の説明を求めます。はい、廣瀬議員。

6 番（廣瀬 猛）

発議第1号 水巻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

令和4年12月に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体の議会議員に関わる請負に関する規制の明確化及び緩和がなされ、令和5年3月に法が施行されました。

この改正法に伴い、総務大臣通知において、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であるとの助言がなされました。

このことを踏まえ、水巻町議会議員の請負の状況の公表に関する事項を定めた条例を制定するものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

これは政府の法令改正に伴って、提案なさってるんですけど、我が町は、議会提案になってますけど、自治体によっては執行部提案になってるところもあります。本来これは、以前、ずっと昔はそういう議員と地方のこうゆう関係があってもなかった法案なんです。そういう点が私は反対といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

12 番（近藤進也）

反対いたします。

なぜかと言いますと、これまでに別に新しい条例を盛り込まなくてもですね、議会は、議員がまず襟を正して、自らを律するということが務めでもありますし、各自治体においては、各市町村における条例化に基づいて実施されるものでありますから、あえて国からおろされたも

のを甘んじて受ける必要もないわけです。町独自として水巻町は、議員に全くの請負も許さないというその強い姿勢が大事かと思いますので、反対いたします。

議 長（白石雄二）

ほかに。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

発議 1 号 水巻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につきまして、日本共産党を代表して、反対の討論を行います。

2022 年 12 月、地方議員の請負禁止規定を緩和する改定地方自治法が成立したことにより、本議会において、議員が請負の状況を公表し、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正と事務執行の適正を図ることを目的とするため、本議会が条例の制定を発議するものです。

1956 年の自治法改正によって、地方議会は、重要な契約や財産の取得なども議決事項とされ、議員が直接請負をする行為をやめ、議員としての信頼を高め、執行への疑いをなくすことを改正理由として、請負禁止規定が明記されました。

それが今回、議員の成り手不足を理由にして、地方議員の請負の禁止規定を緩和するという内容です。これまでは、議員本人ではなく、妻や子に経営者を変更して請負を受注してきた議員が、今後は大手を振って、議員本人が請負を受注できるようになるわけです。議員による地位利用や談合が横行する懸念が深まります。300 万円までを容認するということで、300 万円以下のほとんどの小規模工事、小規模事業者が議員になれることになります。

請負事業者が議員になることは、本来、行政による契約や取引行為を監視し、チェックする議会の本来の役割がしっかり果たせるのでしょうか。今日、地方行政において、事業の受注や物品納入等をめぐる汚職や口利きなどの不正行為は後を絶たず、議員が関与した事件も少なくありません。

今まさに、裏金問題等、議員に対する住民の厳しい目が向けられているときに、これまで禁止してきた議員の請負を事実上解禁することは許されません。

既に、地方自治法は改定されています。法改定に際し、賛成した共産党を除く自民党以下の会派によって、請負規制の緩和について、議員の職務執行の公正、適正を損なうことにならないよう、云々という附帯決議がつけました。賛成した国会議員も請負緩和による危険性は拭えないとの懸念を持っていたのではないかと推察いたします。

我が党は、行政の契約行為を監視しチェックする役割を持つ議会として、議員活動への町民の信頼と行政執行の公正を担保する請負禁止規定は、必要であると考えます。

よって、この本発議には反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。発議第 1 号 水巻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。——もう一度お願いします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第3 発議第2号

議長(白石雄二)

日程第3、発議第2号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。廣瀬議員に提案理由の説明を求めます。はい、廣瀬議員。

6番(廣瀬 猛)

発議第2号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

令和5年8月に国家公務員の給与等に関する人事院勧告が行われたことに伴い、水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、人事院勧告に準じて改正するものです。

内容としましては、水巻町議会議員の期末手当の支給率を0.05月引き上げるものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(白石雄二)

廣瀬議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11番(古賀信行)

私は反対の立場から意見を述べます。今度のこの改正案も、人事院の勧告によってですけど、人事院も面白いもんです。

私はよく人事院までですね——。国の人事院、それから九州の人事院、福岡県人事院にですね、それぞれお金を出すときの金額の違うときあるんですよね。私は、議員ですけど、私自身も議員の報酬はですね、全国平均よりも年間100万くらい多く貰ってるんです。

私はいつも議員活動の原点を、パートや派遣労働者、それから民間労働者の、そういう賃金に視線を置いてるんです。そういう点で現在も私自身、議員報酬は多過ぎると思ってますから、

この発議第2号には反対いたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

反対の立場から意見を申し上げます。

今この御時世において、果たして住民の代表である私たち、代理人がこうやって値上げすることが必要なんでしょうか。そういったことが十分審議されたというふうには思っておりませんし、またこれを必要だとも私は思っておりません。

よって、我々住民に対して申し開きができませんので、反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかに。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

8番、岡田です。発議2号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表して反対討論を行います。

人事院勧告に伴い、議員の期末手当を年間0.05月分引き上げる内容です。

我が議会の議員報酬は、行財政改革の一環として郡内で1番高かったものを引き下げ、現在では最も低い報酬となっています。

我が議会は、議会のユーチューブ配信や議員自らが議会だよりを作り、議会活動を町民にアピールしていこうとの議会改革提案を何年も話し合ってきました。しかし、今期やっと前向きな議論が始まったところで、郡内では、我が議会だけが実施できておらず、大幅に遅れている状態が続いています。今後の水巻町議会のことを考えるとき、一日も早く実現することが、議会の活性化と町民との信頼を強めるためにも必要であると考えます。

ところが、議員報酬については、議会の今後のことを考えると上げたほうがよい、との意見が多く出ます。我が党は、今後の議会のことを考えるならば、報酬を上げるよりも、郡内で最も遅れている事態に、一日も早く議会全員で取り組み、力を合わせて取り組もうという姿勢こそが必要ではないかと考えます。

また、今現在の議員の顔ぶれを見ますと、議員報酬以外に、自営業や年金で収入のある方がほとんどです。報酬を上げなければ、結婚もできない、子供を育てられないという切実な声を持つ、若く議員報酬だけで生活する方が議員となったときにこそ、報酬アップが水巻町議会としての現実の喫緊の課題となるものと考えます。

我が党は、今後の議会のことを考えるなら、議会改革こそが取り組む課題であり、現議員の報酬を議員自らが上げる必要はないと考えます。住民の皆さんが苦しい生活をしているときに、議員自らが期末手当アップを発議することに反対をいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。

発議第 2 号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題いたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は、反対の意見を述べます。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表して意見を付して、賛成の立場から討論を行います。

2023 年度の人事院勧告を受け、国家公務員賃金の月給を平均で 0.96%、3,869 円、一時金、

期末・勤勉手当を0.1月分引き上げ、年4.5月分と改正したことに準じて、本町職員の給与も改正する条例改正となっています。令和5年4月1日に遡って適用されます。

人事院勧告は、春闘からの官民労組共同の賃上げを求める闘いを反映し、若年層だけでなく再任用職員も含む全体の俸給表を改善し、昨年を上回る引上げとしました。月給・一時金ともにプラス改定は2年連続、初任給については、33年ぶりに大卒、高卒ともに1万円を超える上げ幅としております。しかし、最低賃金改定目安の平均1,002円に対し、高卒初任給の時給換算は992円です。最賃割れのままです。

自治労連は、「物価高騰にも、国民春闘の到達にも遠く及ばない改定率であり、生活改善に資するものではない。3年以上に及ぶコロナをはじめ、相次ぐ自然災害、政権が強引に進めるデジタル化への対応など、公務労働者の奮闘と苦勞に報いる賃上げこそが必要」と、強い不満の意を表するとの声明を発表しております。

また、会計年度任用職員についても、総務省は、5月2日に給与能率推進室長の通知で、「常勤職員給与改定が行われた場合における、会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本として、遡及改定を基本」と明記し、会計年度任用職員制度導入等に向けた事務処理マニュアルも改定をしております。

さらに、給与改定の閣議決定に合わせて発出した、10月20日付の総務副大臣通知でも同様に、「基本として適切に対処すること」と強調し、5月と10月の2つの通知によって、これまでよりも明確に踏み込んで自治体に対応を示しております。

ところが、本町においては、この総務省通知を確認していながら、会計年度任用職員自身が遡って給与改定され収入が増えることを、夫の扶養の範囲での仕事を望んでいる職員も多いため望んでいない、また、そうすることによって職員不足が懸念されるなどと、会計年度任用職員全員に聞き取りをした事実もないのに、遡及支給をしないための都合のよい答弁を行ったことに対し、私は納得がいきません。

本町の公務労働は、今や会計年度任用職員なくしては成り立ちません。会計年度任用職員の大半は女性です。男女の賃金格差が、ジェンダー平等の観点からも問題となっている中、男女の賃金格差はそのまま将来の年金格差となり、物価高騰で暮らしていけないという女性の著しい低年金の実態とつながっております。本町で働く多くの女性職員の年金生活にも影響を及ぼす給与改定であり、雇用している町は、女性職員の年金生活にも責任を持つことが求められます。

次年度以降、総務省通知を正面から受け止め、対応するべきであることを執行部に強く求め、意見を付しての賛成討論といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 2 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表いたしまして、さきの議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正についてと同じ討論をもちまして、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 3 号 水巻町特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

はい、反対の立場から意見を申し上げます。

先ほども議員報酬のこともそうなんですが、特別職についても、住民から選ばれて代表が決まってるわけですから、首長はじめ、特別職 3 役の値上げについては全く反対であります。

と申しますのは、この特別職の在り方がですね、中には、政治的には中立の立場でなければならぬのに、間違った行動を起こしたり、あるいは政治献金と称する政治資金パーティーに参加したり、そういったものに引き連れて回るような首長の特別職の給料の値上げというのは、決して許されるものでありません。

よって、そういうことがないように反省を促す意味では、今回は見合わせるべきだということを強くお願いして反対いたします。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

議案第 3 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論をいたします。

人事院勧告によって、特別職の期末手当を年間 0.05 月分引き上げるという条例改正となっております。

令和 6 年度の特別職の年収は、町長が 1409 万円、副町長が 1162 万円、教育長は退職金を含めて 1552 万円となっております。特別職としての責任と仕事は重く、それなりの給与は当然だと考えます。

そこで期末手当を見ますと、町長は年 262 万円、副町長は 212 万円、教育長は 190 万円となり、3 役とも年間 200 万円前後ございます。全体の年収を見ても 1000 万円をはるかに超えてお

ります。この金額は、値上げした金額となっておりますが、現在でも、それなりの給与額で、一定程度の安定した収入が確保されていると判断をいたしております。

このような下で、今以上に期末手当を引き上げ、収入を増やすことは、町内の中小・零細、自営業者の方々が物価高騰に苦しみ、それ以上の賃上げがなかなか実現していない現状を考えると、自らがお手盛りで期末手当を増額する議案を提出することは、町民感情としてもいかなもののでしょうか。仕事の厳しさ、責任の重さに対する給与として、現在の特別職給与が少なすぎるとの判断は、我が党はいたしておりません。

よって、本議案に反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 3 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、賛成多数と認めます。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 4 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 4 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 5 号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題いたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 5 号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 6 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 6 号 水巻町快適環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題いたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

はい、14 番高橋です。議案第 6 号については、反対の立場で意見を述べます。

我が水巻町には、自然という資源がほとんどないような状態ですよね。これから先、観光もアピールしていかなくتهはいけないと思います。そういうときにこの基金を、せっかくある基金をなくしてしまうというのは非常にもったいないような気がしております。

昨日の意見の時にですね、堀川が県史跡に追加指定されましたよね。そういったものもこの基金を利用して、モニュメントを造ったりですね、これから先も歴史・文化の保存とかに役立てていったりですね。あとは、私よくボランティアのお手伝いをさせてもらってるんですが、この町では、ボランティアに対する補助金なんかが、とても少なく感じております。県とか大企業でもあります一般企業なんかに申請すれば、その申請が通れば、かなりの 10 万単位の補助金が出ます。

そういった形でですね、この水巻町もこの基金を利用しまして、そういったボランティアに対する制度とかですね、そういうのをつくりまして、これから先もこのせっかくある基金を、利用していきたいと思っておりますので、反対します。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。議案第 6 号 水巻快適環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行います。

この条例は、平成 5 年、自然や歴史的資産の保全、美しく魅力ある町並みや景観の創出、その他の快適な環境づくりに自主的、先駆的に取り組む人材や団体などを奨励するために設置された基金条例です。

町内には多くの歴史遺産があり、文化的活動を行っている団体も少なくありません。先日には、担当課から「堀川吉田・大膳間の切貫」が県史跡の追加指定を受けた報告もありました。美しく魅力ある町並みや景観の創出、その他の快適な環境づくりの点については、町内には、公道際に花を植えるなど、地道にボランティア活動をされている個人や団体もあります。

廃止の理由については、条例が設置されてから 31 年が経過し、過去に 1 回しか活用されてい

ないからとのことでしたが、これは行政側が積極的に活用しなかったことは残念です。

令和6年度一般会計予算においても、普通建設費予算が年々増額され、もちろん必要な公共工事は進めるべきですが、ハード面だけでなく、細かなところにも手が行き届いた、文化的な町にするために積み立てられた、1億円以上の基金を活用をすることを求めて反対とします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。近藤議員。

12 番（近藤進也）

賛成の立場から御意見申し上げます。

基金はたくさんあればいいというものではなくて、やはりある程度、付度して活用できるということも、担当課から聞きましたし、それに、ある程度基金が細切れ状態で分散するよりは、大きな形で基金を取り組んだほうが、多様にいろんなものに活用できますので、資金力からしてですね、環境面だけに、小さな基金を募るよりは、やはり一つの大きな統合させる形で基金を取り組むほうが順当かと思います。

よって、それは付度によって活用できるということも、職員からの説明もありましたので、私は賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第6号 快適環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第7号

議 長（白石雄二）

日程第10、議案第7号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は、この議案に賛成いたしますけど、この中で障がい者やそういう人を入れることは、優先的に入れることはいいんですけど、特に私言いたいのはですね、水巻町は町営住宅の募集は年に3回ですけど、本会議の一般質問出しましたように、常時募集してほしいということです。

それから、私の周りには、年金5万円台で生活されてる方がたくさんいらっしゃいます。そういう中で、特にそういう人を抽せんに関係なくですね、生活保護以下の人おられるんです。そういう人はですね、優先的に、町は入居させてやるべきじゃないかと思います。

それから、梅ノ木のURもですね、高齢者は家賃下げたんです。私の友人はですね、下がったから入りました。そういう点もですね、今後、町は配慮していくべきじゃないかと思います。賛成の立場から、町のそういう今後の検討を期待して、賛成いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第7号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11 議案第8号

議 長（白石雄二）

日程第11、議案第8号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の廃止についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 8 号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の廃止について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 12 議案第 9 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 9 号 水巻町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 9 号 水巻町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 13 議案第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 10 号 水巻町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 10 号 水巻町子ども・子育て会議条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 14 議案第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 11 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 11 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 15 議案第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、議案第 12 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 12 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 16 議案第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 13 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託していましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

賛成の立場から言いますけど、その中にですね、言いたいことをちょっと言わせてもらいます。というのは、子供さんを放課後児童クラブに預けてる方が、ちょっと仕事の都合で遅れても、そういう超過料金取られたということがありました。

そういうことは、町が少しぐらい運営業者に言うてですね、配慮してもらおうようにして欲しいと思います。そういうことです。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 13 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 17 議案第 14 号

議 長（白石雄二）

日程第 17、議案第 14 号 町道の路線認定についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託していましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、

水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 14 号 町道の路線認定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 18 議案第 15 号

議 長（白石雄二）

日程第 18、議案第 15 号 町道の路線廃止についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 15 号 町道の路線廃止について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 19 議案第 16 号

議 長（白石雄二）

日程第 19、議案第 16 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

常任委員会におきましては賛成をいたしておりましたが、反対の立場から御意見申し上げます。この補正の 6 号には、コロナワクチンの接種が今後も続けられるということで、この予算が含まれていることについて、私は反対をしたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

議案第 16 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）について、日本共産党を代表して反対の立場から討論を行います。

令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）、歳入 18 款 1 項 1 目繰入金に快適環境づくり基金 1 億 562 万 1000 円が繰り入れられています。さきに述べました議案第 6 号について、基金

の廃止には賛同できませんので、補正予算（第 6 号）について反対いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 16 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 20 議案第 17 号

議 長（白石雄二）

日程第 20、議案第 17 号 令和 5 年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 17 号 令和 5 年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 21 議案第 18 号

議 長（白石雄二）

日程第 21、議案第 18 号 令和 6 年度水巻町一般会計予算についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに、御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

[「なし。」と発言する者あり。]

古賀議員。

11 番（古賀信行）

いらんこと言うな。人が質問するのに。

[「意見がないから、私は、なしと言っただけ。」と発言する者あり。]

私は反対の立場から意見を述べます。

挙げれば切りがないんですけど、一、二点ですね、絞って言います。

この令和 6 年度一般会計予算ですね、私は、予算書の 25 ページ、吉田保育園の助成金問題、約 1 億 3700 万ですか。

それから、67 ページの住民相談委託料。これは、290 万ですね。これは、共産党もよく問題しますけど人権擁護相談員ですかね。特に同和問題なんかは、国の同和対策事業は、もう国の法律としてなくなってるんです。それなのに、幾つかの自治体が、そういう相談事業やってのけてるんですね。

例を挙げれば切りがないんですけど、それから 110 ページのコスモスまつり事業費ですよ。

1907 万 6000 円、当初は 1300 万、400 万でやってましたけど、現在 1900 万台。そして会場ですね、大きな支出は、会場設置費ですか、1600 万ぐらいですかね。

そういう点で、やっぱり町が努力すれば、節約できるお金がいっぱいあるんです。そういう、努力もしたりですね。もう町は税金で賄ってるから、民間と比べて金の使い方は粗いです。

そういう点を踏まえまして、私は反対といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい。近藤議員。

12 番（近藤進也）

反対の立場から御意見申し上げます。

毎年のことですが、令和 4 年、令和 5 年、そして今年度の令和 6 年におきましてですね、高松ポンプ場の管理委託料、1500 万が毎年のように積み上げられてますけども、当初の議会でも私は申し上げました。委員会でも審議なされてなかったようですが、北九州の業者に見積りを依頼したら 1000 万以下だったということを、私 960 万だったと言ったと思います。

これは本来、入札に付すべき問題だと思うんですが、ずっと一貫して同じ業者に関わっておりますが、それに対して便宜を図っているとしか私は思いません。

そのほかですね、ワクチン接種のことなんですが、これもやはり国に準じて長くね、続けていかれるというのは、被害者を拡大することにつながりかねません。これも国が進めるからといって、各自治体の判断に任せることになってるので、やめることもできます。こういった予算化はやめていただきたい。

それからそのほかにもですね、実際にお目こぼしのように昨年 2 万円配られましたけども、今後ですね、どういったことが配布されるか分かりませんが、またプレミアム商品券など、あるいはコスモス券など、そういったものを拡大していくのもいいんですが、実際に直接経済効果に影響してるのかというのは、やはり住民に負担を強いられてる、使わなくてもいい、買物しなくてもいいのに、券を買うことによって無駄な買物してるという部分もあります。

むしろ、職員をはじめ、議会に対しても、やはり夏冬の手当を増やすということぐらいなら、住民に対しても夏冬の見舞金を 2 万円配るぐらいの予算を組まれても良かったんじゃないですか。

そういったことからですね、いろいろと申し上げても仕方ないんですが、実際にコロナによる今度子供のワクチンが組まれてますけども、XBB という新しい新型はですね、これ改良型なんです。これまでの死者が 500 人だったのが、今はもう 2,000 人超えてるんです。そして認定されていない方も含めて、実際に副反応被害者というのは、もうもはや 3 万人に近いと。

そういうことがね、待ち受けてる方がたくさんいるのに、今後も 2021 年 22 年 23 年と、超過死亡数は急激に増えてるんですから、それから見ても皆さんこのコロナはおかしいと気づいていいはずなんです。それにもかかわらず、国の言いなりで、町長、こんなことを進めていくというのは、この住民の生命を守るという立場にないということです。この地方自治の本旨から外れてると思いますのでね、私はこのことをもう 1 回、軌道修正していただきましてね、手直ししていただきたいと思います。

こういった、よくないことをちゃんと見直していただく。そして次の次年度に、補正で上げてもらっても結構です。そういう削減できるものは削減して、そして新たな財政をですね、組立てていただきたいと思います。

職員給与については、ラスパイレス指数を超えてないということです。十分その範囲内の値上げがあったわけですから、特別職は問題です。問題外ですよ。だからそういうラス

とは関係なしに、特別職 3 役については、当然、値上げする必要もないわけですから、こういう一般会計の予算の中で、いろんなものが組み込まれても、たくさんるる申し上げても仕方ないんですが、要するに、一応今述べたことで、コロナワクチンの接種をやめていただく、そしてこのポンプ場の予算の見直し、これは入札に諮るというようなことも含めて、いろいろと細かい点も申し上げませんが、ひとつここで、私は反対の意見といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

議案第 18 号 令和 6 年度水巻町一般会計予算について、次の 3 点を理由に、日本共産党を代表して反対の立場から討論を行います。

1 点目は、防災対策関連の予算が、不十分であることを提起しておきたいと思います。

1 月の能登半島地震を受け、いつ発生するか分からない災害、特に地震対策にしっかりと予算をつけ、町民の命と暮らしを守る備えを早急に行うことを要望します。具体的には、避難所となる学校、町民体育館、体育センター、武道館などに空調機を設置することです。能登半島地震から 2 か月が経過し、今月 3 月は、来年度予算を決める時期でもあり、早急の対応が求められたと考えます。

また、災害時の避難行動要支援者の個別計画が策定されているのが、町内で 1 地区のみで、他地区では策定されていません。災害時の自助、共助は大切だと考えますが、住民頼りだけでなく、公助についても、町独自のシステムをつくるなど、緊急時に備えて、事業を進めていかなければならないと考えます。

2 点目は、普通建設事業費の増額です。

前年度比で 1850 万円増え、事業費としては約 10 億円です。学校改修工事費などは、子供たちの教育環境を整える意味では必要もありますが、さきの議案第 6 号 快適環境基金の廃止に示されているように、歴史・文化基金をなくし、ハード面を増額していくことには賛同できません。町民の様々な要求に、要望に応じていくためには、きめ細やかな行政運営が必要と考えます。

3 点目は、自治体のデジタル化についてです。

地方自治体のデジタル化は、自公政権のデジタル戦略の最大の焦点で、究極の目標は、スマート自治体を実現することです。国民の個人情報の多くは地方自治体に集積管理されていますから、政府が国民のデータを集中するためには、自治体が保有するアナログ形態の個人情報をデジタル情報に変換して、国家に集中しなければなりません。

そのために、国と地方自治体情報システムの共同・集約化が必要で、本予算に計上されている国からのデジタル基盤改革支援補助金によって、本町においても、情報ネットワーク標準化システムの構築が行われます。しかし、デジタル社会になれば、地方行政が全てうまくいくわけではありません。

デジタル技術それ自体が利便性と同時に、大変な危険性を持っているからです。特に、社会的な危険性として、個人情報を含む様々なデータが企業や国に集積され、知らない間に監視され、治安体制の強化に利用される、行き着くところは、デジタル監視国家になってしまう危険性があることです。しかし、これに対する、デジタル庁の個人情報の保護についての位置づけは大変弱く、予算も貧弱です。

本町としては、国の指示のまま、スマート自治体の実現を拙速、強引に進めるのではなく、憲法の地方自治の本旨に基づき、地方自治体の住民の福祉の向上という目的から逸脱しないことが重要です。

デジタル化によって便利になる人はいても、デジタル化になじめない人にとっては、実質的にサービスを受けるのが難しく、住民間の格差が拡大する、自治体独自の施策が抑えられることがあってはなりません。

デジタル技術を人類の幸せのために使いこなすには、デジタル技術の利便性と危険性の両面を科学的に解明して、社会的ルールを国民的な常識にすることが必要で、現場からの声をよく聞き、発展させていく取組が求められると考えます。

以上、3点を反対理由として、本議案については反対といたします。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

令和6年度一般会計予算に対し、公明党を代表いたしまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

初めに、公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画が、本定例会において発表されました。令和6年度はこれに基づき、地域公共交通運行計画を策定し、いよいよ後年度の新たな公共交通体系での運行開始につなげていくと、町長は所信を述べられました。高齢化が進む本町において、大変期待される施策であり、関係各課の鋭意努力を期待いたします。

その上で次に、予算に賛成する理由といたしまして、幾つかの事業をピックアップして述べさせていただきます。

まず、東水巻駅に仮設ロータリーの整備、それから水巻駅にはイルミネーションの設置、また、庁舎内には総合案内の設置と、目に見える形で、町が整備されていく予算が組まれており、町民が関係する事業であると期待するところであります。

次に教育分野において、会派の一般質問でも要望いたしました電子図書館が、遠賀郡広域電子図書館の形で実現いたしました。

また、高齢者向けのスマホ教室の事業も、6年度も継続して予算計上されているとのことであります。

それから子育て分野では、新しく水巻町こども家庭センターというのを設置するとのことで、議会説明資料では、国のこども家庭庁が民間団体とも連携しながらの地域資源の開拓などを新たなメニューに加えており、今後一層、子供一人一人に寄り添った支援・強化の充実が期待さ

れるところであります。よろしくお願いいたしますと思います。

さて、子育て世代の物価高騰対策といたしまして、町独自に2万円の電子マネーを給付する子育て世帯応援事業は、今後国が実施する定額給付金とともに、子育て世代への力強い応援になるものと期待いたします。

水巻町は幸いにも、地震等の災害に遭遇していませんが、災害に強いインフラ整備、また、人と地域とのつながりづくりを進めていく施策が、令和6年度予算にも至るところに見受けられ、ぜひとも進めていただきたい大切な施策だと考えております。

最後に、令和6年度予算は、国の動向に注意を払いながら、多くの施策や事業が、町民の安心・安全のまちづくりと、福祉、子育てに届くように予算編成されていると述べまして、賛成討論といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第18号 令和6年度水巻町一般会計予算について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第22 議案第19号

議 長（白石雄二）

日程第22、議案第19号 令和6年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

議案第 19 号、令和 6 年度 水巻町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

本予算は、令和 5 年度に続き、国、県から押しつけられた赤字解消計画に基づき、国保税を県から示された標準保険料率に近づけるため、値上げをした予算となっています。国保税を値上げしても、国保加入世帯の減、加入者の減のため、保険税収入は増えもせず、支出する保険給付費は減っています。

もともと、自営業や非正規労働者など、低所得の加入者の多い構造的特徴を持ち、他の社会保険と比べても重い保険税となっている国保です。加入者に今以上の税負担を押しつけるべきではありません。国が国庫負担を増額し、安心して医療を受けることができる体制をつくり上げるこそが、行政としてのとるべき姿勢です。そうしてこそ安定的で持続可能な国保事業運営となります。

よって、国、県の押しつけの赤字解消計画のため、一番弱い国保加入者に一層の税負担を求める本予算に反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 19 号 令和 6 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 23 議案第 20 号

議 長（白石雄二）

日程第 23、議案第 20 号 令和 6 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

11 番（古賀信行）

賛成の立場から意見を述べますけど、やっぱり全国的に 75 歳以上の後期高齢者医療費が 100 万超してるわけですね。だから、各自治体も水巻もそうですけど、お年寄りの健康づくりをしないと、子供や孫に経済的負担をかけることになります。なぜならば、医療費の約 9 割は税金や国民健康保険からの繰入金、今回も、繰入金だけでいくらですか、国民健康保険税から後期高齢者支援金分を 1 億 7900 万繰り入れてるわけです。だから、多額のそういう後期高齢者医療を使ってるんです。

私いつも言いますように、やっぱり高齢者の健康づくりをすれば、こんなに 1 人当たりの医療費は使わなくていいと思うんです。そういう点ではですね、担当課だけではなくて、私や議員もそうですけど、執行部は知恵を出してですね、いかにお年寄りの居場所づくりと健康づくりを努力されることを望んで、賛成討論といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

議案第 20 号 令和 6 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本予算は、令和 6 年度、7 年度と保険料が改正され、均等割額で 3,569 円、6.3%の値上げ、所得割率も 1.29 ポイント、12.2%の値上げ、賦課限度額は 14 万円、21.2%の引上げで、1 人当たりの保険料額は 8,696 円、10.6%増という大変大幅な値上げとなっております。

また、軽減対象者が約 8 割と多く、加入者のほとんどが年金だけで暮らしている世帯であり、物価高騰を上回る年金引上げもない中、後期高齢者の生活は厳しさを増しております。

さらに、一部の方々は、医療費の窓口負担が 2 割と引き上がり、医療費が倍になったのは大変苦しいとの声をよく聞かれます。受診控えによって命を落とすケースも 3 年連続で増えていることが、全日本民主医療機関連合会の調査報告で明らかにもなっております。背景には、無保険や医療機関の窓口負担があるということです。

誰もが安心してかけられる医療制度を構築することこそが、行政の役割です。年金暮らしの高齢者の生活を一層苦しめる保険料の値上げは許されません。

よって、本予算には反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 20 号 令和 6 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 24 議案第 21 号

議 長（白石雄二）

日程第 24、議案第 21 号 令和 6 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産経委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は文厚では賛成いたしましたけど、本会議では反対します。

よくこの予算書を吟味いたしましたところ、特に人件費ですね。人件費は、職員が 7 名、前年度も 7 名、今年の人件費が合計で、5,910 万 9000 円ですか。それから前年度が 5,545 万 7000 円ですかね。増えた分がですね、365 万 2000 円増えてるんです。7 で割っても、1 人当たり 50 万円は増えてる勘定になるんです。何で、こんな増えるのか疑問持ったわけです。

この中には、括弧付きの人間が 1 人いますけど、それを除いても、1 人当たり人件費が 800 万以上掛かってるんですね。民間の平均は 400 万台と思うんですよ。人件費が。

そういう点で、これ高すぎると思って判断いたしましたから、反対いたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

先ほど申しましたように、一応、私はこの下水道に関して、反対の立場で意見を申し上げます。

と申しますのは、何度も言います高松下水処理場、ポンプ場の件は、水洗化に伴って猪熊を

早く普及させるために使用はしましたが、今や必要がなくなったのではないかと思います。

かつて私、北九州市の水道合併をするときにも、このポンプ場も一緒に合併すべきではなかったかというふうな意見もあったんですが、当時の担当課長の意見では、毎年、自助努力で企業の方が1000万に下がるようにという努力もなされるということは、その業者とも私は話し合っていました。

しかし全く反映されておりません。これ決算のところで見れば分かるんですが、毎年同じように1540万が実際に計上されてきましたので、その支出において、きちんと整理なさっていないということが見受けられますので、今回のこの予算については反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第21号 令和6年度水巻町公共下水道事業会計予算について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第25 意見書第1号

議 長（白石雄二）

日程第25、意見書第1号 若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書についてを議題といたします。水ノ江議員に、提案理由の説明を求めます。

はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

4番水ノ江です。意見書第1号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書について。

御手元に内容はお配りさせていただいております。その中において、若者の薬物摂取は、緊急搬送がですね、2018年から2020年にかけて2.3倍ということで、増加しているということでありますけれども、遠賀郡において、令和4年度は24件、それから令和5年度においては20件がっております。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことでもありますけれども、乱用が発見されにくいという現実があります。同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もあると思います。

よって、政府において、このような薬物依存による健康被害から、一人でも多くの若者を守るための手段ということで、特段の取組を求めるものでございます。

地方自治法第99条の規定により、厚生労働大臣、孤独・孤立対策担当大臣に対して意見書を提出するものでございます。

賛成者は、松野議員、亀元議員でございます。

よろしく御審議をお願いいたします

議 長（白石雄二）

水ノ江議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第1号 若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第26 意見書第2号

議 長（白石雄二）

日程第26、意見書第2号 派閥パーティー裏金事件の徹底究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に、提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

8番、岡田です。意見書第2号 派閥パーティー裏金事件の徹底究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

新聞赤旗日曜版のスクープから始まりました、この自民党の組織的犯罪です。先日から政倫審行われておりますけれども、出てこられた方々の弁明が、二転三転、一貫性がなく、全く新たな真相解明にはなっていないということが、多くの国民世論調査などでも出てきております。

そして世論調査におきまして、そういう裏金をもらっている議員は辞職をするべきだという声が大変強く、また内閣支持率もですね、8割を超える人たちがもう支持をしていないという状況になって、政権のていをなしていないのではないか、というふうに私どもは考えております。

ぜひですね、今、そしてこの企業・団体献金の禁止ですけれども、私ども日本共産党は一貫して、これを主張してまいりましたけれども、これまではなかなか政策の俎上に上がってきませ

んでした。しかしこれが今や何とですね、この裏金問題が出てきてから、自民党を除く全ての党等、会派がこの企業・団体献金を禁止しようということで一致をしてきております。

ですので、ぜひ住民感情としても、先日からの確定申告等で、町民の皆さんからの怒りの声も各議員の皆さん、直接お聞きをしたいと思います。

税金も払わないという、申告もし直さないという、裏金を懐に入れている議員さんたちでございます。もう国民の怒りは沸騰しておりますので、これを自民党の処分とか、調整、これからの規則を厳しくするとか、そういう自民党内の話合いだけでは、全く自浄能力はないと思っております。

やはり、しっかりですね、今回、証人喚問という、うそのつけない証人喚問に出てきていただいて、そして徹底究明をして、その原因がどうであったのか、何が原因でこういうことになったのかということが解明されない限り、こういう事件がまた2度3度と続くということだと思っておりますので、しっかりと証人喚問で徹底究明をし、企業・団体献金の禁止を求めて、政治に対する信頼を回復していくということが、私たち地方議員にも求められていると考えておりますので、ぜひ、派閥パーティーの裏金事件の問題、しっかりと地方議会からも声を上げていきたいと思っておりますので、皆さんの御賛同をよろしくお願いをいたします。

賛成議員は、井手議員と中山議員でございます。

皆さんの御賛同、よろしくお願いをいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は、この意見書に賛成の立場から意見を述べます。

テレビで報道されていますように、あまりにも自民党のあの姿、無様です。またそれを守ろうとする政党もあります。

何と情けない国でしょう。お隣の韓国では、歴代大統領は何人逮捕されましたか、フランスでも大統領逮捕されました。イタリアでもされました。

日本はですね、私は学校で三権分立習ってきましたよ。司法、立法、行政、ですね。何とですね、日本の司法は無様です。

本当、腹立たしい思いです。私は思うんです。この企業・団体献金の禁止だけではなくて、こういう税金を無駄遣いしたり、横領した議員は、即、議員を辞職すべきだと思ってます。

今回の事件では、長崎の国会議員が1人辞職しました。それで彼は何と言いましたか。「総理大臣になるには多額のお金を納めないかん、集めないかんと思った」と。議員辞めた人が記者

会見で言われてました。こんな汚い政治はないです。

だから、私はこの共産党の意見書には賛成といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

賛成の立場から御意見申し上げます。

昔から自民党による、この派閥をまとめるために、金や物が配られるという、そういう政治姿勢が長年続いておりました。

やっとのことで、この問題が今、出ておりますけども、以前にも、各政権において自民党は、度々この裏金問題が表面化しておりますけども、この意見書が全員の賛成をもって得られることを願っているのは、かつてこのような、似たようなことを我が町でも行っている、度々見受けられるということがあるので、それはやっぱり当選者に物や金を送られるとか、こういった形で新人議員を手懐けるのか知りませんが、そういったことでこの派閥の政治というのは、当然イエスマン、党首が、あるいは政府が提案したことを丸のみさせるという一つの意図がありまして、そういった派閥の中に、皆さん形成されてるんだと思います。

そういった意味からも、この意見書が皆さんの全員の賛成を得られることによって、我が町で起こってる、度々起こるような問題もですね、そういうことが起こらないように戒めとして、皆さんの賛同を得たいと思います。

よって賛成の意見といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第 2 号 派閥パーティー裏金事件の徹底究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 2 号は、否決いたしました。

日程第 27 意見書第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 27、意見書第 3 号 学校給食費の無償化を求める意見書についてを議題といたします。

井手議員に提案理由の説明を求めます。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。意見書第 3 号 学校給食費の無償化を求める意見書について、提案説明を行います。内容は、原案のとおりでございます。

ただここに書いてますように、全国でどんどん、どんどん、給食費の無償化が広がっていると。全国的に見ても、3 割弱に近い自治体が無償化を行っております。

ここで述べたいのは、やはり憲法第 26 条第 2 項の「義務教育は、これを無償とする」という精神にのっとって、やはり国の財政措置が必要不可欠になってまいりますので、そのことを求める意見書であります。

賛同議員は、岡田議員、中山議員です。

どうぞ、皆さんの御賛同をお願いします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。近藤議員。

12 番（近藤進也）

賛成の立場から意見を申し上げます。

今や時代の趨勢、給食費の無償化は各自治体にどんどん広がっております。

また先ほどの一般会計予算でもありましたように、公共事業投資ばかりをやって、そして業者を喜ばせる。そこには癒着や疑惑が発生する。そういうことも疑われますので、むしろそういったことよりもソフトの面、こういう学校給食費の無償化というのは、子育て世代にとっては非常に重要な問題です。

ぜひですね、この我が町の次世代の子供たちのためにも、この子育てしやすい環境づくりを町長の提案としてですね、いや、もちろん提案をしますが、子育て世代のために手厚くするという点においては、この学校給食費は今や時代の趨勢に合わせて、我が町も無償化していただきたいと、このように思っております。

賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 3 号 学校給食費の無償化を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 3 号は、否決いたしました。

日程第 28 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第 28、委員会報告について。去る 12 月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

御報告することはございません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

御報告することはございません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、廣瀬議員。

議会運営委員長（廣瀬 猛）

御報告することはございません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 29 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 29、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、御手元に配付の資料のとおり、議員の派遣について報告いたします。

日程第 30 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 30、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は、各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の――。

[「議長」と発言する者あり。]

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

ちょっと一言言わせてもらいます。私が発言をする前に、廣瀬議員から2回も横やりが入ったんです。

私は他の議会に傍聴行ったけど、こういう横やりを入れる議会ありませんでした。本当にこの水巻町の議会議員のレベルが疑われます。はっきり言って、情けないです。

皆さん、テレビも見られて御存じだと思いますけど、国会でもそんな横やり入れません。

議長は、発言が確認されるまで、そういう横やりが入ったら、議長のほうからも注意してほしいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和6年第1回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前11時46分 閉会